大学設置基準の改正と一般教育*1

田 中 勧*2

はじめに

平成7年1日より大学設置基準についてその大網化とともに自己点検・評価を目指した一部改正する省令が施行された。この中で一般教育に関する条文¹⁾を提示し、その要旨を述べ、大学の対応について言及する。

1. 一般教育に関係ある改正条文

1) 改正の趣旨

「個々の大学がその教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、生涯学習の振興の観点から大学における学習機会の多様化を図り、あわせて、大学の水準の維持向上のため自己点検・評価を期待している。」と国分次官より解説を含め通知されている²⁾。

2) 教育研究上の基本組織 (第3条)

学部の種類についての規定上の例示の廃止

従来は文学,法学,経済学,商学,理学,医学, 歯学,工学および農学と示されていた学部の種類 の例示(改正前第2条)を廃止することにより学 部教育の多様な展開を図れるようになった。

「第3条 学部は,専攻により教育研究の必要に 応じ組織されるものであって,教育研究上適当な 規模内容を有し,学科目又は講座の種類及び数, 教員数その他が学部として適当な組織をもつと認 められるものとする.」

3)教育過程について(第19条,第20条) 授業科目区分の廃止及び教育課程の編成方針の 明示

従来,区分として一般教育科目,外国語科目,保健体育科目,基礎教育科目及び専門科目と分けていたが,(改正前第18条-24条),この規定を廃止することにより,各大学においてそれぞれの創意工夫により特色ある教育課程が編成できるようになった。

「第6章 教育課程

第19条 大学は、当該大学、学部及び学科又は 課程等の教育上の目的を達成するために必要な授 業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するも のとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部 等の専攻に係わる専門の学芸を教授するととも に、幅広く深い教育及び総合的な判断力を培い、 豊かな人間性を涵養するように適切に配慮しなけ ればならない。

第20条 教育課程は、各授業科目を必須科目、 選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配 当して編成するものとする。

4) 卒業の要件 (第32条)

授業科目の区分の廃止により、それに応じて修得すべき単位数の規定(改正前第32条1,2,3項)は廃止された。

4年制の一般大学では124単位であるが医学に関する学科では188単位以上が卒業条件になっている.この差の64単位は従来の一般教育等の単位(改正前第33条)に一致している。したがって,見方によっては一般教育を時間的に重視することも取れる.

「(卒業の要件)

第32条 卒業の要件は、大学に4年以上在学

^{*1} The General Education on the Innovation of the University Chartering Standards Law

キーワーズ:大学設置基準,一般教育,大綱化,自己 点検・評価

^{*2} Susumu TANAKA 防衛医科大学校外科学第二講座

し、124単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず,医学又は歯学に関する学科に係わる卒業の要件は,大学に6年以上在学し,188単位以上を修得することとする。ただし,教育上必要と認められる場合には,大学は,修得すべき単位の一部の修得について,これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。」

5)他の大学又は短期大学における授業科目の 履修等(第28条)

他大学等で履修した単位がある程度認められる.

「第28条 大学は,教育上有益と認めるときは,学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を,30単位を越えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」

6) 大学以外の教育施設等における学修 (第29条)

大学以外の学修を単位と認める.

「第29条 大学は,教育上有益と認めるときは, 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科に おける学修その他文部大臣が別に定める学修を, 当該大学における授業科目の履修とみなし,大学 の定めるところにより単位を与えることができる. 2 前項により与えることができる単位数は、前 条第1項により当該大学において修得したものと みなす単位数と合わせて30単位を越えないもの とする.|

7) **入学前の既修得単位等の設定**(第30条) 大学の判断で既修得単位が認められる

「第30条 大学は教育上有益と認めるときは, 学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学 において履修した授業科目について修得した単位 (次条の規定により修得した単位を含む。)を,当 該大学に入学した後の当該大学における授業科目 の履修により修得したものとみなすことができ る。

- 2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が 当該大学に入学する前に行った前条第1項に規定 する学修を、当該大学における授業科目の履修と みなし、大学の定めるところにより単位を与える ことができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を越えないものとする。」

2. 大学(医学部・医科)の対応

1) 進学課程と専門課程の関係

学則上で進学課程を置いていない大学は平成元

表 1.	進学課程と専門課程の関係	(平成元年度)
------	--------------	---------

	国	立	公	立	私	立	合	計
学則の上で進学課程を置いていない	15		1		17		33	
置いている	28		7		1	2	4	7
{ 2年間すべて進学課程 2年間の中で専門も行う	{	9 19	$\left\{\begin{array}{c}5\\2\end{array}\right.$		$\left\{ egin{array}{l} 2 \\ 10 \end{array} \right.$		$\left\{ {16\atop 31} \right\}$	

文献 3) より

表2. 進学課程と専門課程の関係(平成5年度)

	国立	公 立	私立	合 計	
学則の上で進学課程を置いていない	27	3	22	52	
置いている	16	5	7	28	
{ 2 年間すべて進学課程 2 年間の中で専門も行う	$\left\{ \begin{array}{c} 2\\14 \end{array} \right.$	$\left\{\begin{array}{c}2\\3\end{array}\right.$	$\left\{ \begin{array}{c} 0 \\ 7 \end{array} \right.$	$\left\{rac{4}{24} ight.$	

文献 5)より

表3. 一般教育を短縮する計画(平成元年度)

	国立	公 立	私 立	合 計
ある	8	1 3		12
ない	33	6	6 25	
記 載 な し	2	1	1	4
計	43	8	29	80

文献 3) より

表4. 一般教育を短縮する計画(平成3年度)

_	国立	公 立	私立	合 計
ある	17	3	7	27
ない	19	5	20	44
	5	0	2	7
	2	0	0	2
計	43	8	29	80

文献 4) より

表5. 一般教育を短縮する計画(平成5年度)

	国立	公 立	私立	合 計
ある	19	5	16	40
ない	21	3 13		37
記載なし	2	0	0	2
未 定	1	0	0	1
計	43	8	29	80

文献 5) より

年では33校(41.25%)(表1)³⁾であったが、平成5年では52校(65%)(表2)⁵⁾に増した。

2) 一般教育を短縮する計画

短縮計画は平成元年では 12 校 (12%) (表 3)³ であったが、平成 3 年では 33.75% (表 4)⁴、さらに平成 5 年には 40 校 50% (表 5)⁵ と増えている。

一般教育の時間上の短縮は現実に行われているが、このことが教養蔑視につながるものではなく、そうあってはならないことは言を待たない。卒前教育の認知領域への偏りは以前より指摘されている。態度・習慣、すなわち情意領域の教育は単に進学課程、従来の一般教育時間で終了するもので

はなく、卒前の6年間を通じて教育されるものであることの再認識に立って、その評価を含めたカリキュラムの改善が期待される。

文 献

- 1) 大学設置基準一部改正法令
- 2) 国分正明:設置基準関係,文高大第184号,平成3年 6月24日
- 3) 全国医学部長病院長会議:医学教育カリキュラムの現 状,平成元年
- 4) 全国医学部長病院長会議:医学教育カリキュラムの現 状、平成3年
- 5) 全国医学部長病院長会議:医学教育カリキュラムの現 状,平成5年